

水道料金の基本料金を免除します！（お手続き不要）

コロナ禍におけるエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を踏まえ、町民の皆さまの生活や経済活動を支援するため、すべての給水契約者（公的機関を除く）を対象に、11月検針分から5か月間、水道料金の基本料金を免除します（従量料金のみのお支払いになります）。

① 対象 全ての給水契約者（公的機関を除く）
※お申し込みのお手続きは必要ありません。

② 免除額 今回、免除されるのは水道料金の基本料金です。
水道メーターの口径により、免除額は異なります。

【確認方法】

1. 「ご使用水量等のお知らせ」（検針票）で口径を確認する。
2. 口径に応じた免除額（基本料金）を確認する。

口径	13 mm	13mm	20mm	25mm
基本水量	5 m ³	10 m ³	10 m ³	10 m ³
基本料金(税込)	1,320 円	1,430 円	1,540 円	1,760 円
基本料金(5 か月分)	6,600 円	7,150 円	7,700 円	8,800 円
口径	40mm	50mm	75mm	
基本水量	10 m ³	10 m ³	10 m ³	
基本料金(税込)	3,520 円	6,600 円	13,200 円	
基本料金(5 か月分)	17,600 円	33,000 円	66,000 円	

※基本水量・・・基本料金に含まれる水量

③ 免除期間 令和4年11月検針分（令和4年12月請求分）から
令和5年3月検針分（令和5年4月請求分）まで 5か月間

④ 免除の例 口径 13mmの場合（税込金額）

使用数量	10 m ³	20 m ³	30 m ³
免除前	1,430 円	2,640 円	4,125 円
免除後 (従量料金のみ)	0 円	1,210 円	2,695 円

《お問合せ先》 門川町役場 環境水道課 TEL 66-1150